平成２１年（フ）第５５７号
仙台市太白区長町３丁目３番６―1105号
破産者　岩井　　正
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
仙台市太白区長町６丁目11番14―301号
破産者　寺田やちよ
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第３３６号
北海道旭川市一条通10丁目右１号
破産者　株式会社丸進
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０３４号
岡山県和気郡和気町田賀128番地の２
破産者　備南運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４５号
北海道川上郡標茶町富士１丁目３番16号
破産者　株式会社中村組
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成１８年（フ）第８８５号
東京都千代田区神田神保町２丁目８番２号パークサイド九段401号室、登記簿上の本店所在地東京都千代田区一ツ橋１丁目１番１号
破産者　ベルネット株式会社
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０４号
広島県呉市下蒲刈町下島697番地の２
破産者　株式会社平本建設
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成１９年（フ）第１４２号
大分県日田市大字大肥3047番地の１
破産者　株式会社三大木材
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３６５４号
大阪市住吉区苅田５―13―23―212、住民票上の住所大阪市住吉区苅田８丁目13番22号中井マンション303号
破産者　岸岡　景子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで
2　一般調査期日　平成21年10月15日午後４時
平成21年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第５３号
山口県宇部市則貞２丁目４番18号
破産者　田村　義忠
異議申述期間　平成21年９月14日まで
平成21年８月13日　山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第１５３号
山口県岩国市下282番地16、申立時の住所山口県岩国市錦町広瀬330番地
破産者　熊野　潤二
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月12日　山口地方裁判所岩国支部

平成１８年（フ）第６２号
愛知県安城市大東町13番16号、開始決定時の住所富山県南砺市下梨2500番地
破産者　髙田　次平
異議申述期間　平成21年10月１日まで
平成21年８月13日　富山地方裁判所高岡支部

平成１８年（フ）第１５９号
富山市北二ツ屋８番地
破産者　株式会社大世テク乃
異議申述期間　平成21年10月１日まで
平成21年８月13日　富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第５３４号
大分市青葉台２丁目14番地の６、開始決定時の住所大分市にじが丘２丁目27番１号
破産者　奈須　浩一
異議申述期間　平成21年10月９日まで
平成21年８月13日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責決定確定

平成１７年（モ）第１００４号
（平成１４年（フ）第１６号）
福島県南会津郡南会津町田島字田部原70番地23
破産者　佐藤　澄男
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成21年４月23日
福島地方裁判所会津若松支部破産係

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３０２９号
大阪府茨木市耳原１丁目３番11号
清算株式会社　株式会社大島製作所
代表清算人　軸丸　欣哉
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第６号
岐阜県飛騨市神岡町森茂1157番地
清算株式会社　株式会社奥飛騨山之村牧場
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第５号
長野県上伊那郡南箕輪村5196番地１
清算株式会社　株式会社創研
代表清算人　高井　一也
同　　川上　　孝
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権の定義
本協定の対象となる債権は、平成21年２月２日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて清算株式会社に対して生じた債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）とする。
2　弁済場所
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、別途清算株式会社が定める日までに預貯金口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。
3　端数処理
弁済額の計算上生じる１円未満の端数は切り捨てる。